

# JRIS

## 鉄道車両 グリースシール

JRIS E 4704 : 2007

(JARI)

平成 19 年 12 月 12 日 制定

日本鉄道車輛工業会規格審査会 審議

( 社団法人 日本鉄道車輛工業会 発行 )

## 日本鉄道車輛工業会規格審査会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	田 中 眞 一	財団法人 研友社
(委員)	河 合 篤	国土交通省 鉄道局
	宮 本 昌 幸	明星大学
	近 藤 圭一郎	千葉大学
	古 関 隆 章	東京大学 大学院
	岡 本 勲	財団法人 鉄道総合技術研究所
	新 井 静 男	東日本旅客鉄道株式会社
	加 藤 秀 一	東京地下鉄株式会社
	堀 江 富士雄	近畿車輛株式会社
	大 西 利 之	株式会社東芝
	岡 方 義 則	住友金属工業株式会社
	溝 口 正 仁	社団法人 日本鉄道車輛工業会
(顧問)	井 口 雅 一	東京大学 名誉教授
(事務局)	下 村 孝	社団法人 日本鉄道車輛工業会

## 日本鉄道車輛工業会 基準整備委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	手 塚 和 彦	財団法人 鉄道総合技術研究所
(委員)	佐 藤 公 一	川崎重工業株式会社
	山 口 隆	日本車輛製造株式会社
	河 口 清	近畿車輛株式会社
	川 端 俊 夫	東急車輛製造株式会社
	尾 藤 千 秋	新潟トランス株式会社
	持 留 裕 之	三菱重工業株式会社
	和 嶋 武 典	株式会社日立製作所
	石 橋 尚 之	株式会社東芝
	塩 見 省 吾	三菱電機株式会社
	尾 崎 覚	富士電機システムズ株式会社
	細 田 芳 男	東洋電機製造株式会社
	岡 方 義 則	住友金属工業株式会社
	藤 原 達 雄	ナブテスコ株式会社
	新 井 衛	日本信号株式会社
	島 添 敏 之	株式会社京三製作所
(顧問)	田 中 眞 一	財団法人 研友社
	佐 藤 芳 彦	社団法人 海外鉄道技術協力協会
(鉄車工委員)	溝 口 正 仁	社団法人 日本鉄道車輛工業会
	下 村 孝	社団法人 日本鉄道車輛工業会
	宗 像 政 美	社団法人 日本鉄道車輛工業会
	川 平 吉 郎	社団法人 日本鉄道車輛工業会

制 定 : 社団法人 日本鉄道車輛工業会 会長

掲 示 : 鉄道車両工業 ; 工業会のホームページ : URL ; <http://www.tetsushako.or.jp>

発 行 者 : 社団法人 日本鉄道車輛工業会

(〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 1-2 NTT-TEL ; 03-3257-1901 NTT-FAX ; 03-3257-3200

審 査 : 日本鉄道車輛工業会規格審査会

作成委員会 : 当工業会基準整備委員会

この規格についての意見又は質問は、当工業会にお願いします。

なお、この規格は、原則として5年を経過する日までに確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 種類及び記号	1
5 性能	2
6 形状及び寸法	2
7 外観	3
8 材料	3
9 試験	3
10 検査	3
11 包装	3
12 製品の呼び方	3
13 表示	3
附属書 A (規定) ゴム材料	4

## まえがき

この規格は、JIS E 4704:1994 が廃止されるので、その技術的内容を継続して利用することができるように、“日本鉄道車輛工業会規格（以下、鉄車工規格という。）の制定に関する規程”の規定に則り“鉄車工規格審査会”の審議を経て、日本鉄道車輛工業会会長が制定したものである。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。会長及び鉄車工規格審査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

### JRIS “Eシリーズ” 制定の背景

日本工業規格（JIS）は、従来、製品仕様を規定する規格及び性能を規定する規格とが含まれていた。近年、国際規格との整合化を考慮して、徐々に性能を規定する規格は残し、使用分野が限定されている製品仕様の規定は当該産業分野の団体規格へ移管するとの方針が出され、廃止されるJISが多くある。

廃止されたJISのうち、鉄道車両の分野で、今後も継続的に使用する可能性のある規格は、鉄車工規格として受け入れ制定・登録することとした。

この規格は、“Eシリーズ”として区分し、その規格番号は、継続性を保てるように、前身のJIS番号を踏襲している。

JRISは、関係する技術分野に応じて五つに区分した体系で構成している。

この規格の“Eシリーズ”のほかに、“D”、“R”、“J”、“W”シリーズがある。

## 鉄道車両—グリースシール

### Rolling stock—Grease seals

#### 1 適用範囲

この規格は、鉄道車両において 密封式軸受を用いない軸箱用のグリースシール（以下、“グリースシール”という。）について規定する。

#### 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）には適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 2402-2 オイルシール—第2部：用語

JIS B 2402-4 オイルシール—第4部：性能試験方法

JIS B 2402-5 オイルシール—第5部：外観欠陥

JIS K 2220 グリース

JIS K 6251:2004 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—引張特性の求め方

JIS K 6253:2001 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—硬さの求め方

JIS K 6257:2003 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—熱老化特性の求め方

JIS K 6258:2003 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—耐液性の求め方

JIS K 6261:2006 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—低温特性の求め方

JIS K 6262:2006 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—常温、高温及び低温における圧縮永久ひずみの求め方

規格概要につき以下は省略する。